

東京都通勤者支援補助金

栃木市では、都内へ通勤する皆さんを応援します！



対象者

- ・市内に住所を有すること
- ・東武鉄道 または 新幹線の定期券を購入し、東京都内へ通勤していること
(都内を経由して千葉県や神奈川県等の他県へ通勤している場合も含む)
- ・市税の滞納がなく、暴力団員でないこと
- ・市のアンケート、広報等に協力することを誓約すること

補助の対象となる費用・補助金額

東武鉄道特急券 または 新幹線定期券の購入費用 1か月最大10,000円

- ・申請前や定期券有効期間外に購入した特急券、スペーシアXのプレミアムシートは補助対象外です。
- ・勤務先から、東武鉄道特急券または新幹線定期券の購入費用が全額支給されている方は対象外です。
- ・新幹線定期券は、利用有効月数が補助対象月数です。
1か月定期の購入で月がまたがっている場合、1月分の補助対象となります。

補助対象期間

申請日から令和9年3月31日まで

- ・令和8年度中に請求月数が36月に達する場合は、その月までです。
- ・補助金の請求は、毎月でも年度末にまとめて請求することもできます。

❗ 令和8年度からの変更点



- ・申請月から、連続する36月が補助対象期間になります。
- ・旧制度の栃木市通勤者特急券購入費補助金を受けた方で、令和8年3月31日までに東京都通勤者支援補助金を受けていない方は、請求月数が36月に達していない場合でも、申請をすることができません。

問合せ先

栃木市 地域政策課 (市役所3階 3A-3)

TEL: 0282-21-2453

補助申請

 交付申請



 交付決定



 請求



 補助金交付

申請受付方法

- ・申請に必要な書類を、地域政策課へ提出してください。
(家族等の代理人による提出も受け付けます。)
- ・申請書等は、市のホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.tochigi.lg.jp/site/iju/59566.html>



申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（日付記入不要）
- ・就労証明書または雇用契約書等の写し
(社員証または職員証の写しでも可)
- ・定期券の写し



栃木市マスコットキャラクター
とち介

請求に必要な書類

- ①補助金交付請求書（日付記入不要）
- ②特急利用の場合：請求期間中の定期券の写し及び特急券
新幹線利用の場合：請求期間中の新幹線定期券の写し
- ③就労及び通勤手当等支給額証明書（別記様式第2号）

① 注意事項

- ・請求期間中の定期券の写しが必要です。必ず、上書き前にコピーを控えてください。
- ・特急券や新幹線定期券の購入領収書は、請求必要書類として認められません。
- ・東武鉄道チケットレスサービス利用の場合は、ネット特急券又は購入履歴の画面印刷を提出してください。
- ・紙の特急券の場合は、台紙に貼ってご提出ください。
- ・複数回に分けて請求する場合、就労及び通勤手当等支給額証明書は、その都度、提出が必要です。